



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 萬世電機株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 占 部 正 浩
(コード 7565 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 村山 憲司
(TEL 06-6454-8211)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 26 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の「第 72 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）」に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案及び後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 100 株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式について、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	4,600,000 株
株式併合により減少する株式数	2,300,000 株
株式併合後の発行済株式総数	2,300,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数及び株式併合後の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を 800 万株（株式併合前：1,600 万株）に変更する予定です。この詳細については、後記「3. 定款の一部変更」をご参照ください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	494 名（100.0%）	4,600,000 株（100.0%）
2株未満所有株主	47 名（9.5%）	47 株（0.0%）
2株以上所有株主	447 名（90.5%）	4,599,953 株（100.0%）

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴い、発行可能株式総数及び単元株式数を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株式 （発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,600 万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第 8 条 当社の 1 単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 2 章 株式 （発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>800 万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数） 第 8 条 当社の 1 単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>附則 <u>1. 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。



4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

定時株主総会開催日	平成30年6月28日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

（注）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

- A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。
今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的はどのようなことですか？

- A 3. 東京証券取引所を含む全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的とし、国内上場会社の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。
当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。
また、当社は東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、当社株式について2株を1株に併合いたします。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

- A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された所有株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	1,565株	1個	782株	7個	0.5株
例2	1,000株	1個	500株	5個	なし
例3	200株	なし	100株	1個	なし
例4	100株	なし	50株	なし	なし
例5	1株	なし	0株	なし	0.5株

※株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例1・例5の場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様にその処分代金を端数の割合に応じて、分配いたします。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

- A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍になります。
したがって、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、理論上は、株主様がご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただきますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取る配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買取や買増しはできますか？

A 8. 株式併合後におきましても、「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きの必要はございません。

Q 10. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか？

平成 30 年 6 月 28 日	第 72 期定時株主総会
平成 30 年 9 月 25 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合、及び定款一部変更効力発生日
平成 30 年 10 月下旬	株式割当通知発送
平成 30 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い

【お問合せ先】

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話番号：0120-094-777（通話無料）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝祭日等を除く）

以上